

○三田市新三田駅前駐車場の設置及び管理に関する条例

平成10年12月24日
条例第37号

(設置)

第1条 自動車利用者の利便及び道路交通の円滑化を図るため、道路法(昭和27年法律第180号)第24条の2第1項の規定により駐車料金(以下「料金」という。)を徴収することができる施設として三田市新三田駅前駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(平17条例18・令3条例43・一部改正)

(位置)

第2条 駐車場の位置は、次のとおりとする。

三田市福島455番地9

(平17条例18・全改、平17条例28・一部改正)

(駐車することができる自動車)

第3条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車で、積載物を含め、長さが5メートル、幅が1.85メートル、高さが2.1メートル、重量が2トン以下のものとする。

(利用時間)

第3条の2 駐車場の利用時間は、午前6時から午後12時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平17条例28・追加、平22条例27・旧第3条の4繰上・一部改正)

(利用の許可)

第4条 駐車場を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を許可しないことができる。

(1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(2) 駐車場の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)を損傷し、又は汚損するおそれのあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営上支障があると認められるとき。

(平17条例28・平22条例27・一部改正)

(有料広告物の掲出等)

第4条の2 駐車場の内部に広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物に該当するものを除く。)を掲出し、又は表示しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(平18条例47・追加)

(利用許可の取消し等)

第5条 市長は、前2条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(1) 利用許可の申請に虚偽又は不正があったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) その他駐車場の管理に支障を及ぼしたとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の停止により、当該利用者に損害が生じることがあっても、市は、これに対して補償の責めを負わない。

(平17条例28・平18条例47・平22条例27・一部改正)

(料金等)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる料金又は使用料を納付しなければならない。

(1) 第4条第1項の規定に基づく利用者 別表に定める料金

(2) 第4条の2の規定に基づく利用者 道路占用料徴収条例(昭和35年三田市条例第14号)別表に定める占用料に準じて算定した使用料

2 市長は、前項第1号に規定する料金について必要があると認めるときは、別表に定める額をもって定期駐車券(以下「定期券」という。)及び回数駐車券(以下「回数券」という。)を発行することができる。

3 前項に規定する定期券及び回数券の発行並びに利用について必要な事項は、規則で定める。

(平18条例47・一部改正)

(料金の徴収)

第7条 前条第1項第1号に規定する料金は、自動車を出庫させる際に利用者から徴収する。ただし、定期券又は回数券を利用する場合にあっては、当該発行の際に料金を徴収する。

2 前条第1項第2号に規定する使用料の徴収その他必要な事項は、別に定める。

(平18条例47・一部改正)

(料金の減免)

第8条 市長は、公益上その他必要があると認めるときは、料金を減額し、又は免除することができる。

(料金の不還付)

第9条 既納の料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第10条 市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理運営上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を制限することができる。

2 利用者が、定期券により駐車場を利用する場合において、当該駐車場の駐車場所を特定することはできない。

(平17条例28・平22条例27・一部改正)

(遵守事項)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長の指示に留意し、善良な利用者としての注意をもって利用すること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げないこと。
- (3) 施設等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (4) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(平17条例28・平18条例47・平22条例27・一部改正)

(損害賠償等)

第12条 利用者は、駐車場の施設又は設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

3 市は、駐車場内の自動車について、盗難、自動車相互間の事故又は天災その他の災害により駐車場の利用者が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(平17条例28・平22条例27・一部改正)

(指定管理者による管理)

第12条の2 駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用の許可に関する業務
- (2) 駐車場の施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2、第4条、第5条及び第10条から前条までの規定の適用については、別に定めるものを除き、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第5条第1項各号列記以外の部分中「市長は」とあるのは「市長及び指定管理者は」と、同条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第10条第1項中「駐車場の全部」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て駐車場の全部」と、第11条第1号中「市長の」とあるのは「市長及び指定管理者の」と、前条第3項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

(平22条例27・追加)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例28・旧第14条繰上)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(平成元年三田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成17年条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第28号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成18年条例第47号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年条例第58号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市新三田駅前駐車場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

付 則(平成22年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年条例第27号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項から付則第17項までの規定は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

(平20条例58・全改、平22条例25・一部改正)

料金		備考
一時駐車(3時間以内)	30分ごとに150円	30分未満は、30分として計算する。
一時駐車(3時間を超え24時間以内)	1,000円	回数券は利用できない。
一時駐車(24時間を超える場合)	次に定める額の合計額とする。 (1) 駐車時間24時間ごとに 1,000円 (2) 駐車時間が24時間に満たない時間の部分 駐車時間30分ごとに150円として計算した額。ただし、1,000円を上限とする。	1 回数券は利用できない。 2 30分未満は、30分として計算する。
定期券	全日1箇月14,000円	1箇月とは、月の初日から月の末日までとする。
1,500円相当 回数券	1,200円	
3,000円相当 回数券	2,400円	
4,500円相当 回数券	3,600円	
6,000円相当 回数券	4,800円	